# 令和4年第2回定例会(12月議会) 福祉環境分科会・福祉環境委員会 提出資料

令和4年12月2日 生 活 環 境 部

# 補正予算関係

<ul><li>◎ 県民生活課</li><li>・霊感商法を含めた悪質商法対策事業について</li></ul>	••••1
<ul><li>◎ 温暖化対策課</li><li>・家電の省エネ促進生活支援事業について</li></ul>	••••2

# 議案関係

## ◎ 自然保護課

・公の施設の指定管理者の指定について

## 霊感商法を含めた悪質商法対策事業について【新規】

県民生活課

### 1 事業の目的

霊感商法を含む悪質商法の未然防止を図るため、県民への注意喚起及び消費生活相談窓口の周知を行う。

### 2 事業の概要

各種媒体により、霊感商法を含む悪質商法の手口や対策の紹介、県生活センターを含む相談窓口の周知 を行う。

- ①リーフレットの作成・配布 1,012千円
  - ・配布先 市町村、警察署、学校(高校・大学等)、社会福祉協議会等
  - •部 数 80,000部

#### ②新聞広告の実施 4.215千円

- ・掲載回数 各2回
- ・サイズ等 7段・カラー2色

#### 3 予算額

5. **227千円**(国庫支出金(地方消費者行政強化交付金・特別枠))

[内訳 需用費 880千円、役務費 3,988千円、委託料 359千円]

## 家電の省エネ促進生活支援事業について【新規】

温暖化対策課

### 1 事業の目的

電気料金の高騰を踏まえ、節電効果の大きい省エネ家電製品への買換等を促進し、家庭におけるエネルギー費用 負担の軽減及び CO<sub>2</sub> の削減を図る。

### 2 事業の概要

省エネ性能の高いエアコン・冷蔵庫の新規購入及び買換に対し助成する。

- ・対象者 環境省の「うちエコ診断※1」を実施するとともに県内の事業参加店舗から「対象製品」を購入し、自らが居住する県内の住宅(併用住宅にあっては住居部分)に設置した世帯
  - ※1 光熱水費などをもとにした家庭の省エネ・省 CO2 対策に関する WEB 等による診断サービス
- ・対象製品<sup>※2</sup> ①エアコン(統一省エネラベル 星4以上、10月以降の新基準表示で星3以上)
  ②冷 蔵 庫(同 星3.5以上)
  - ※2 資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に掲載されているもの
- ・助成内容 1台につき購入額(本体価格・税抜き)の1/5 又は 2万円のいずれか低い額 地域協力店\*\*3で購入する場合は1世帯につき5千円を加算 商品券又はキャッシュレスポイントにより交付(1世帯1回限り)

※3 対象店舗のうち県内に本店を有し、うちエコ診断に必要な支援を行うもの



- ・限 度 額 1世帯につき 100千円 (地域協力店からの購入の場合 105千円)
- ·助成件数 20,000 台
- ・助成総額 425,000 千円 (キャッシュレスポイントの交付額は212,500 千円を上限)
- ・対象期間 令和5年3月(予定)から12月申請受付分まで(予算の上限に達し次第、終了)
- ・その他 環境配慮行動促進アプリ「あきエコどんどんプロジェクト」の加入拡大を図るため、申請者のうち アプリ利用者を対象にした県産品プレゼントキャンペーンを実施(100名)

# 3 スケジュール(想定)

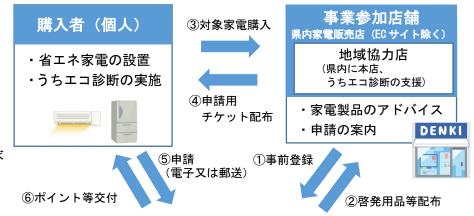
令和4年12月 業務受託者募集(プロポーザル方式)

令和5年 1月 業務受託者の決定

ッ 2月 家電販売店への事業説明会、参加店舗登録

ッ 3月 助成申請受付開始

" 12月 助成申請受付終了



## 県(業務受託者)

- · 広報、周知 (TVCM、新聞等)
- ・コールセンターの設置

## 4 予算額

539,840千円(国庫支出金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金))

〔委託料:商品券・ポイント発行、専用サイト・コールセンターの設置、広報等〕

## 公の施設の指定管理者の指定について

自然保護課

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定により、「秋田県営秋田駒ヶ岳情報センター」 について、次の団体を指定管理者に指定する。

#### 1 指定管理者

仙北市

### 2 指定の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(1年間)

### 3 今後のスケジュール

- ・議会の議決を経た後に、指定管理者と管理運営の必要事項等について協定を締結する。
- ・令和5年度分の指定管理料に係る予算案を令和5年2月議会に提案する。

#### 【参考】選定までの経緯

- ○債務負担行為の設定
  - 9月議会において、令和5年度の指定管理料の限度額を設定した。
- ○選定委員会の開催
  - ·開催日:令和4年10月27日
  - ・選定委員

氏 名	所 属	職名等	備考
高橋 吉一	南八幡平山岳会	副会長	外部委員
平体 直也	休暇村乳頭温泉郷	支配人	外部委員
渡辺 岳雄	渡辺岳雄税理士事務所	税理士	外部委員
村田 詠吾	秋田県生活環境部	次 長	委員長
齋藤 寿幸	秋田県生活環境部自然保護課	課長	委員

#### •申請団体数:1団体

- ※ 複合施設「アルパこまくさ」を構成する「県営秋田駒ヶ岳情報センター」の指定管理者の選定については、一体的かつ効率的な運営を図るため、従来、主要施設である仙北市の「自然ふれあい温泉館」と合同で指定管理者を選定しているところであるが、仙北市において、第三セクター及び指定管理のあり方の見直しのため、令和4年度に引き続き令和5年度においても直接市が管理するとしたことから、県施設について令和5年度に限り、仙北市を指定管理者候補者として指名した。
- ・審 査 方 法:条例第4条に掲げる基準について評価し、総合的観点から議論・検討を加え、指定管理者の候補者を選定した。

#### •審 査 結 果:

			選定	基準		
	1 県民の平等利用	2 公の施設の設置	3 効率的な管理	4 適正かつ確実な	5 施設の設置の目	
団体名	の確保	目的の効果的な		管理を行う能力	的又は性質に応	合 計
		達成			じて定める基準	
		(満点:25点)	(満点:20点)	(満点:35点)	(満点:20点)	(満点:100点)
仙北市	0	21.6	16. 4	30. 6	18. 0	86. 6

#### (総合評価)

- ・ 施設全体を一体的に運営する効率的な管理体制が整っていることが評価された。
- ・ 周辺のアクティビティや観光についても、利用者に案内できる強みがあることが評価された。
- ・限られた人員での管理になるが、安全管理や積極的なPRについて、更なる努力を求めたいとの意見があった。
- ・ 評点の合計と上記評価結果から総合的に判断し、仙北市を秋田県営秋田駒ヶ岳情報センターの指定管理者の候補者として選定することに決定した。